

災害支援相談員 各位

令和元年10月23日

茨城県行政書士会
災害総合対策本部
本部長 國井 豊

災害支援活動への協力について

この度の台風19号により被害に遭われた被災者を対象とした災害支援の一環として、当対策本部では自治体からの要請により、罹災証明の代理申請及び申請のサポートを実施することになりました。

つきましては、すでに災害支援相談員として名簿に登載された会員で災害支援活動（下記参照）にご協力いただける方を募っております。

なお、ご多忙の中と存じますが、10月25日（金）頃までにご報告をお願いいたします。

記

期 間：令和元年10月25日（金）～令和元年11月30日（土）の毎日

時 間：午前8時30分～午後7時

場 所：水戸市飯富市民センター（水戸市飯富4449-1）

支援内容：・罹災証明の代理申請（被災写真撮影のための現地調査を含む）

・罹災証明の作成支援 等

・2人又は3人のチームで実施

そ の 他：「災害時における支援協力に関する協定」に基づく災害支援相談員及び災害協力会員の派遣規程第10条（傷害保険加入）により、本会負担で加入することを申し添えます。

※今後、当該地域以外での活動も想定されることを申し添えます

以上